

対話通訳における逸脱行為の考察

—新生児訪問模擬通訳の会話分析から—

飯田奈美子

(立命館大学衣笠総合研究機構生存学研究センター)

The purpose of this study was to investigate how interpreters and those who need interpretation services try to orient and achieve interpreting conditions during human support scenes. For this purpose, interpreters' deviating acts were analyzed through conversational and interactional analysis methods based on social science ethno methodology. The findings showed that interpreters communicate the support from health nurses smoothly based on the order of institutional talk (efficiently conversing and trying to achieve institutional assignment), and their deviating acts occur when they try to implement interactions suitable to the conditions to achieve human support. However, it was also revealed that interpreters show resistance by not interpreting scenes when their impartiality is threatened by explanations given by the health nurses for whom they are interpreting.

1. はじめに¹⁾

医療、教育、福祉などの対人援助コミュニケーションでは、専門家とクライアント間に構造的な権力の非対称性がある。援助を受ける専門家は圧倒的な情報量や裁量権を持つのにに対し、援助を受けるクライアントは自らの問題解決に向けて専門家の助力を得なければならず、情報アクセスも制限される場合が多い。このような両者の非対称性から生じる問題に対応するため、通訳者はコミュニケーションの調整やケア的役割を担うなど様々な介入を行っている。しかし、このような通訳者の介入行為は通訳倫理（正確性や中立性）から逸脱するものであり、通訳実践と通訳倫理のギャップに通訳者はジレンマに陥ることが明らかにされている（飯田 2010）。

通訳倫理からの逸脱行為が対人援助コミュニケーションの構造的な問題から生じるものであるならば、逸脱行為の生成は、通訳者と要通訳者の相互行為によって引き起こされるものである。そうであるならば、通訳の逸脱行為がどのように引き起こされて

IIDA Namiko, "Analyses of Deviating Acts of Interpreters During Dialogue Interpretation: Conversation Analyses of Simulated Interpretation of Visits with Newborn Babies and Parents," *Interpreting and Translation Studies*, No.17, 2017. Pages 1-22. © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

いるかを分析することで、通訳という行為が相互行為の秩序の中でどのように達成されているかを明らかにすることができると思う。

そこで、本研究は対人援助場面の対話通訳における通訳倫理からの逸脱行為を、会話分析と相互行為分析的手法によって分析することで、通訳者と要通訳者がどのように通訳を志向し、達成されているかを明らかにしていくことを目的とする。

この研究が対話通訳研究に対して、どのように位置づけられるのかについて述べておこう。コミュニティ通訳研究では、通訳者の役割や通訳倫理についての研究が行われてきた(Katan 1999, Kondo and Tebble 1997, Barsky 1996 など)。その流れから通訳者を能動的な第三者として捉え、通訳を参与者間の相互行為として考察する研究が行われるようになった。この研究の代表的なものには、ロイ(Cynthia B. Roy)とワデンジョ(Cecilia Wadensjö)の研究が挙げられる。ロイは、手話通訳プロセスの包括的な分析を会話分析と談話分析の方法を用いて行い、通訳者の役割は「単に通訳すること」だけではないことを立証し、相互行為における通訳者の積極的な関わりを強調した(Roy 1996, 2000)。また、ワデンジョは、ゴフマンの概念をもとに、通訳者を介した場での役割分類モデルを模索し、記述的な談話分析的アプローチによりデータを分析した。その結果、通訳者の業務は「ただ訳すこと」という「理想的な通訳」の規範を超え、主たる参加者の発話を「調整する」機能を含むことを示した(Wadensjö 1998)。通訳者を能動的な第三者として捉えるこれらの研究は、通訳者を導管ととえる通訳者役割とかけ離れる通訳者像を構築した。しかし、相互行為を焦点化した通訳研究において、通訳の逸脱行為の分析は十分に行われているとはいえない。

通訳研究において、逸脱行為の研究がなぜ重要であるか以下の二つにまとめることができる。①対人援助の専門家とクライアント関係の構造的な問題から、通訳者がコミュニケーションの調整を行わなければならない場合があり、通訳者の適正な介入方法を検討していくために、どのような相互行為において逸脱行為が引き起こされるのかを知る必要があること。また、②逸脱ケースの分析をするということは、相互行為上の規範からかけ離れたものを分析することである。これは、ある行為が社会の成員に認識可能なやり方で構成されている/されていない、また、理解されている/されていないということを明らかにすることができ、ある行為実践の秩序の成り立ち方や社会的行為の集合体という点で何を達成しているのかをつかむことができるのである。いかなれば、逸脱行為を分析することによって、「通訳」という行為を逆照射し、通訳という制度がいかに達成され、実践されているかを明らかにしていくことができるのだ。そういった意味で、逸脱ケースの分析は、通訳制度という相互行為上の組織構造についての知見を発展させることにつながると考える。

本論の構成は、まず2節において本論の分析に使用する手法と分析枠組みを提示し、3節から5節で通訳倫理(正確性・中立性)からの逸脱になるが、相互行為的には逸脱にならない事例について分析し、6節で通訳倫理からの逸脱にはならないが、相互行為的に逸脱になる事例についての分析を行う。本論の分析を通して、通訳者の行為が相

互行為的に逸脱しているのか、していないのか、また、しているとすればどのように逸脱しているかを明らかにすることにより、通訳行為がいかにかに生成されているかを明らかにしていく。

2. 分析手法と分析枠組み

2.1 新生児訪問場面の特徴

新生児訪問とは、新生児の成長と母親の心身の健康状態を把握、支援するために保健師や助産師が母子の心身や生活状況について質問し、必要な情報提供、および指導支援を行うことを志向している場面である。近年、育児の孤立化により過度の育児不安や育児ストレスを抱える母親が増加していることから、保健師等の専門職の相談支援が必要とされ、新生児訪問の全戸訪問指導²⁾が展開されている。母親が外国人等で日本語ができない場合、子育て協力者や相談する人がいない等、子育てに対するリスクが高まり³⁾、そのため保健師等の支援対象となる場合が多い。しかし、子育ては各自の文化や宗教などの影響を色濃く受けるため、保健師等がどのように支援を行っていかばいいかわからず、満足した支援を行うことができていない現状がある⁴⁾。このような支援の場において、専門家とクライアント両方の言語、文化、精神や価値観等を理解する通訳者の存在は大きい。通訳者が支援の場に加わることで、支援の専門家とクライアントの二者の関係性に新たな関係性が産出され、相互行為も新たな展開を見出すことになる⁵⁾。

2.2 会話分析

本論で会話分析の基盤となるエスノメソドロジー (ethnomethodology) とは、「人びとの方法論」という意味であり、人々が実際の活動を秩序だった形で遂行するために用いている方法を解明する研究分野である。エスノメソドロジーの創始者であるハロルド・ガーフィンケルは、私たちが営む日常生活の諸活動は相互反映性 (reflexivity) と文脈依存性 (indexicality)⁶⁾を前提としているだけでなく、表現や行為の意味 (合理的諸特徴) をお互いに認識し、提示し、観察できるものに、つまり「説明可能 (accountable)」なものにし、これが「人びとの方法 (エソノメソッド)」なのであると述べる (Garfinkel 1967)。「説明可能」というのは、社会的に説明可能であることを意味している。説明可能であることが志向しているのは、社会に是認され受け入れられることであり、人々はそのように自らの日常生活の諸活動を作り上げているのである (斎藤・檜田 2011:18)。

このようにエスノメソドロジーは、実際の活動における「人々の方法」を記述することを基本的研究課題とするが、それは、実践的活動の秩序を超えた一般的要因 (規則・社会構造・文化・性格など) に訴えて説明しようとしなないことを意味する (串田・好井 2010:7)。したがって、エスノメソドロジーの研究対象は相互行為の非常に詳細な部分に固有のもので、相互行為のどのような部分も、無秩序かつとるに足らない「雑

音」として片づけられるべきではないことを示している。

また、私たちは日常において特定集団や状況を「ゆるぎない現実」、客観的不変的構造をもつ外在的対象として感得し、行為する。このような社会的事実性は、当該状況での発話・行為の中で、状況固有の構成的諸規範⁷⁾や知識を成員同士が語り合うことを通して達成される(好井 1983:74)。例えば、医者が「医者であること」を保ちえるのは、医師の国家試験に合格しているから、医学博士号を持っているからではない。病院などにおいて「診察」という場面で患者、看護師などと会話などの具体的な相互行為をとおして、「医者であること」を経験的に表示し、達成しつつあることで「医者」であり続けるのである(好井 1999:38)。では、翻ってみてみると「通訳者」はいかにして「通訳者であること」を保ち得るのか。「通訳者」も要通訳者との具体的な会話やふるまいをとおして「通訳者であること」を経験的に表示し、達成していつているのである⁸⁾。

会話分析は、エスノメソドロジーを基盤に、ハーヴェイ・サックスを中心とする研究者たちによって1960年代後半以降に発展してきたものである。会話分析の目的はあらゆる会話において参加者が利用する社会的手続きを明らかにすることである。会話分析によって、日常会話など秩序立っていないように思える発話を組織化していくことで、人々が実際にしたがっている秩序を記述し、応用することができるのである。

なお、本研究は、会話分析と相互行為分析の手法をもって分析をする。相互行為分析とは、会話などの言語的行為と視線や指さし、身体の向きなどの身体的行為が相互的構成を持っていることから、それらを合わせて分析する手法である(山崎他 2015:58)。近年は、さらに環境と言語的行為と身体的行為のマルチモーダル(多重)性として議論されることが多い。相互行為分析においても、エスノメソドロジーの影響を受けているとともに、会話分析を基盤としている。

2.3 制度的会話 (Institutional Talk)

新生児訪問場面は、日常会話と異なり、制度的会話が行われる場面である。制度的会話とは、特定の制度的規範への志向によって特徴づけられる談話ないしトークを指す(樫村 2003:321)。制度を構成するトークには、制度特有の課題達成への志向性が見られ、話し手が自己を特定するのに制度的カテゴリーが用いられるという特徴がある(樫村 2001:86)。

私たちは、制度的カテゴリーと特定の活動を結び付けて会話を行っている。例えば「彼は患者を診察した」という記述から、私たちは「彼」は「医師」であると判断する。診察という特定の活動と医師というカテゴリーを結びつけることを前提として、行為や出来事を理解するのである。

制度的会話には、制度的目標達成のために会話の進行を形成し、効率化する仕組みがある(樫村 2001:86)。例えば、荷物の集荷サービスへの電話においては、電話のかけ手と受け手は自己の特定を済ませるとすみやかに用件に移行するという傾向がある

(Pasthas 1992)。集荷サービスという制度的場面においては、会話の中で現に行われているワークを見出すことができ、さらにこのワークは効率的に目標を達成するために、その会話に参加している人々が協力して遂行していているのである。このように制度的会話では、日常会話と異なる規範が生成され、相互行為が秩序化されていっているのである。

2.4 通訳の逸脱行為

通訳の逸脱行為には、通訳倫理からの逸脱と相互行為からの逸脱の二つがある。

通訳倫理の逸脱行為の先行研究として、新崎隆子の逸脱行為の分類がある（新崎 2010:15-22）。新崎は、主に会議通訳の通訳者の「逸脱行為」を「非主体的な逸脱」と「主体的な逸脱」の二つに分けた。「非主体的な逸脱」は主に通訳者の技術力の不足や環境的な阻害要因から起こる逸脱で、①原発言の入力における誤り、②認知的な情報処理の誤り、③言語変換・聞き手に向けた出力の誤りのステップに分けられるとした。これに対して「主体的な逸脱」には通訳者の意思が働いて「逸脱的な」訳語選択による①情報の追加、②情報の消去、③情報の修正、④訳出以外の自発的な発言に分けられる。主体的な「逸脱行為」の特徴には、通訳者が自らの意思で逸脱行為を行うこと、通訳者に「理想的な」通訳の基準から外れている自覚があること、通訳者が原発話者や原受信者あるいはコミュニケーションに貢献したい動機から行われること、主体的な逸脱行為は通訳の利用者または同僚の通訳者から支持されることが挙げられる。

新崎の分類は、話者が一方的に話をするモノローグの通訳である、会議通訳の事例をもとに分析し、逸脱行為を通訳倫理（正確性・中立性）からの逸脱としてとらえ分類を行っている。そのため、対話通訳を対象にした相互行為における通訳規範からの逸脱については述べられていない。

そこで、本研究では、対話通訳を対象にすることで、通訳倫理からの逸脱だけではなく、相互行為によって秩序化される通訳規範の逸脱行為についても分析対象としていく。

2.5 研究方法

本研究は、新生児訪問場面を再現⁹⁾し、保健師とクライアントの会話を通訳者が通訳を行い、その様子を録音・録画し、相互行為分析・会話分析法にて分析を行った。

保健師役は関西で新生児訪問を行っている助産師、父親役は実際に日本で子育てを行っている留学生、通訳は新生児訪問や乳幼児健診で通訳を行っている通訳者で行った。父親役は日本語が日常会話程度できるが、通訳を介してコミュニケーションをするように依頼した。また、通訳者には、対人援助やビジネスでの通訳経験が7年あり、その内母子保健通訳は4年の経験がある。

保健師役、父親役には、筆者が作成したシナリオ¹⁰⁾を渡したが、シナリオを忠実に演じるのではなく、自然な流れで会話することを求めた。通訳者には新生児訪問場面

の通訳であることしか伝えておらず、対象者（保健師や親）のシナリオがどのような設定・内容なのかの情報は知らせずに行った。

新生児訪問は、保健師が母子の健康状態を把握し、世帯の状況にあった助言指導をすることが目的となっていることから、新生児訪問場面で行われる会話は、保健師が質問もしくは説明し、父が応答もしくは了解するという発話連鎖がメインになる。そこで、本研究では、ビデオ撮影したデータを会話分析の表記法に則って作成したトランスクリプトを用いて、発話連鎖の詳細な構造を分析していく。

なお、新生児訪問場面の支援の開始から終了に至るまでの支援活動の流れは、支援対象者の確定、世帯状況の確認、予防接種の説明、クライアントからの質問対応の順で行われており、今回は、支援対象者の確定と予防接種の説明の局面を取り上げる。

以上をふまえ、次節からはトランスクリプトを用いて逸脱行為が表示される発話連鎖の抜粋を分析していく。

3. カテゴリー特定の発話連鎖

新生児訪問場面の会話の制度的特徴は、専門家（保健師）とクライアント（親）との会話が行われることである。保健師は専門的知識をもっている者であり、親であるクライアントは、専門的知識を持っていない者というカテゴリー対に分けられる。さらに、通訳を介する場合は、この専門家－クライアントというカテゴリー対だけでなく、要通訳者（保健師・父親）－通訳者というカテゴリー対も形成されるのである。

以下のトランスクリプトの抜粋は、新生児訪問場面の導入部分である支援対象者の確定の局面である。なお、トランスクリプトに使用している記号については、文末付記を参照のこと。

【抜粋 1】

16 保健師：ああ、そうなんですか。赤ちゃんもまだ小さいのに((一語不明))お世話せずに大学です

17 か。大変ですね。

18 通訳者：a::小孩子妈妈，她:现在小孩儿还:[很小，

(日本語訳) 子どものお母さん、彼女は子どもはまだ小さいのに

19 父親： [un

20 通訳者：=她::e 不在照顾小孩儿，去学校吗？

(日本語訳) :彼女は 子どもの世話をせずに学校にいつているのですか？

21 父親：un::她现在因为，e 一边有上课；那么，一边还要:带孩子，(2 語不明) 喂那个母乳，

22 所以:比较忙，今天的是因为有:e 老师的课必须得去，所以我就带他(3 語不明)来。

(日本語訳) 彼女はなぜならば授業を受けながら、子どもを連れて (不明) 母乳を飲ませ、だから比較的忙しいのです。今日は先生の授業があるので行かなければならない。だから私が (不明) 連れてきました。

23 通訳者： [a(.)haode, あ、す

24 みません、あの、お母さんのほうは、あの、ちょっと、学校と(.)まあの赤ちゃんのお

- 25 世話でちょっと今(h)、結構忙しいんですけども今日は先生の授業があって、[行か
26 なければいけない、ことになりまして
27 保健師： lun ::
28 通訳者： =今日はちょっと不在になります。
29 保健師： じゃあ、不在のときは、パパが あのご主人が 赤ちゃんのお世話をされているんですね。

3.1 専門家—クライアント関係を表示する発話連鎖

この発話連鎖は、保健師が、母親が在宅していない理由を問う質問に対して、父親が回答し、それを通訳したものである。29行目で保健師は、「じゃあ」という接続詞を用いて、母親が不在の場合でも、赤ちゃんの世話は父親が行っているということを確認している。「じゃあ」という語は、「それでは」「そういうことならば」という意味で用いられる接続詞で、それ以前の状況に対して、対応していく事柄が後続される時に使われるものである。この「じゃあ」という接続詞を使用することで、母が不在時の子どもの世話を父が行っていることを確認し、新生児訪問の支援の対象に父親が該当することを特定した発話連鎖になっており、この発話連鎖により専門家—クライアントというカテゴリーが配置されていることが確認できる。

3.2 通訳者—要通訳者カテゴリーの形成

また、この会話は通訳を介して行われており、同時に通訳者—要通訳者のカテゴリー化もされている。通訳者は訳出の中で、原語では使用されていない「すみません」や「ちょっと」という語を使用しており、これらは、通訳倫理（正確性）からの逸脱になるが、これらの語を付けくわえることで、保健師に対する配慮や円滑にコミュニケーションを勧める働きを表示している。

まず、通訳者は23、24行目で訳出を始める直前に「すみません」と自発的発言をしている。「すみません」は、相手に謝るとき、礼を言うとき、依頼をするとき、呼びかけるときなどに使う連語で、この場面では保健師が手元の紙を見て下を向いていたことから、訳出を始めていいか確認を行う呼びかけとして発言をしている。通訳者がこのように発言することで、要通訳者（保健師）に対して通訳を行うということが表示され、通訳者—要通訳者カテゴリーが形成されているといえる。

さらに、「ちょっと」という語を付け加えることにより、専門家—クライアントの関係調整を通訳者が行い、より能動的な通訳者の行為が表示されている。「ちょっと」は、物理的に数量や程度が少ないことを表す副詞だが、日本語においてはそれ以外にも対話場面に応じて文を弱めたり、強めたりする働きがある。

保健師は16行目で母親が不在である理由を尋ねる際に、「赤ちゃんもまだ小さいのに、お世話せずに大学ですか。」と発話し、母親が赤ちゃんの世話をせずに大学にしていることに対して、批判的な発言をしている。通訳者は18、20行目で「她 ::」など単語を伸ばして発音し、ためらいを表示しながら父親に対してこの訳出を行っている。

そして父親の回答を保健師に対して通訳する中で、原語にはない「ちょっと」という語を3回挿入して訳出し、保健師の質問に対する父親の発言を緩和している。これらの行動から、通訳者はこの発話連鎖はデリケートな内容であり、専門家とクライアントの関係性を脅かすものであると認識していることを示し、その関係性を調節する工夫をおこなっているといえる。

批判的な発言がされ、それに対して応酬する場合、「非難—応酬」の隣接対¹¹⁾が形成される。保健師の批判的な発言(16行目)に対しての父の回答(21、22行目)は応酬的なものではなく、比較的丁寧で不在の理由を説明している。通訳者はそのまま忠実に訳出しても応酬的にはならなかったかもしれないが、さらに「ちょっと」という語を3回用いて、父親の回答が非難に対する応酬ではないことを表示している。通訳者はこのような緩和した表現を用いることで、それを入れないことで発生するコミュニケーショントラブルを予期して事前に回避させようとしているのである。

というのも、この局面は上述のとおり、29行目の保健師の発言によって、専門家—クライアントの関係性が達成されるものであり、新生児訪問の支援の対象者が父親で成立するかを測る会話になっている。そのことを通訳者は認識して対応していたと考えられる。保健師が支援対象者として想定しているのは一般的に母親である。新生児訪問の目的は子の発達状況の確認と、出産を行った母親の心身の状況を把握することも目的とされている。しかし、この局面は母親が不在にしており、母親の状況確認を行うことができない。そのため、一つ目の新生児の発達状況について父親が把握しているか確認することで、新生児訪問の支援の対象者として父親が適格であるかを判断しているのである。それは、29行目の保健師の応答で、「じゃあ、不在のときは：パパが あのご主人が」と発話し、下線部のところを強調して発話しているところを見ても明らかである。それゆえ、保健師の質問に対して、父親の回答が「応酬」ととられないように通訳者は慎重に訳出を行い、「ちょっと」という語を挿入することで、保健師とクライアントの関係の調整を行っているのである。

このような通訳者が原語にはない「ちょっと」という語を付けたす行為は、専門家とクライアント関係を構築していくために合理的に作用している。したがって、このような通訳者の行為は、通訳倫理から逸脱したものであっても、制度的場面である対人援助コミュニケーションを円滑に進めるために必要であり、相互行為的に適した行為であるといえる。

以下では、連鎖構造の特徴とそれによる通訳規範の逸脱について分析を行っていく。

4. 通訳が介在する会話の連鎖構造

4.1 通訳が介在する会話の連鎖構造の特徴

通訳を介さない制度的会話と介在する制度的会話の連鎖構造の図式を以下に示す。

通訳を介さない制度的会話の連鎖構造(図1)としては、保健師が発話(1)すると次にクライアントが発話(2)し、そのつぎに保健師の発話(3)が続く。

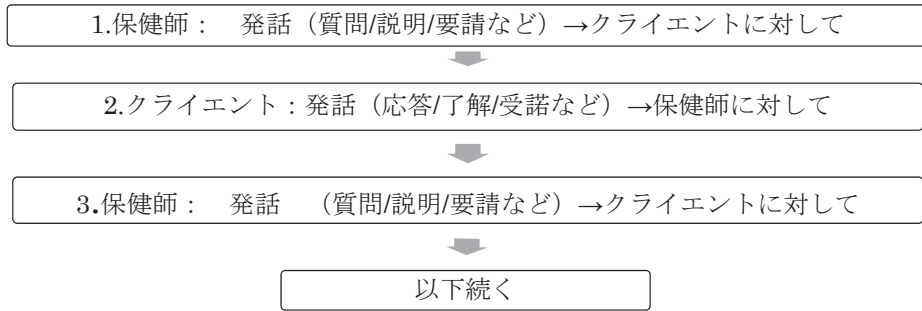


図 1. 通訳を介さない制度的な会話の連鎖構造図式

これに対して、通訳が介在する場合は次の図 2 のようになる。

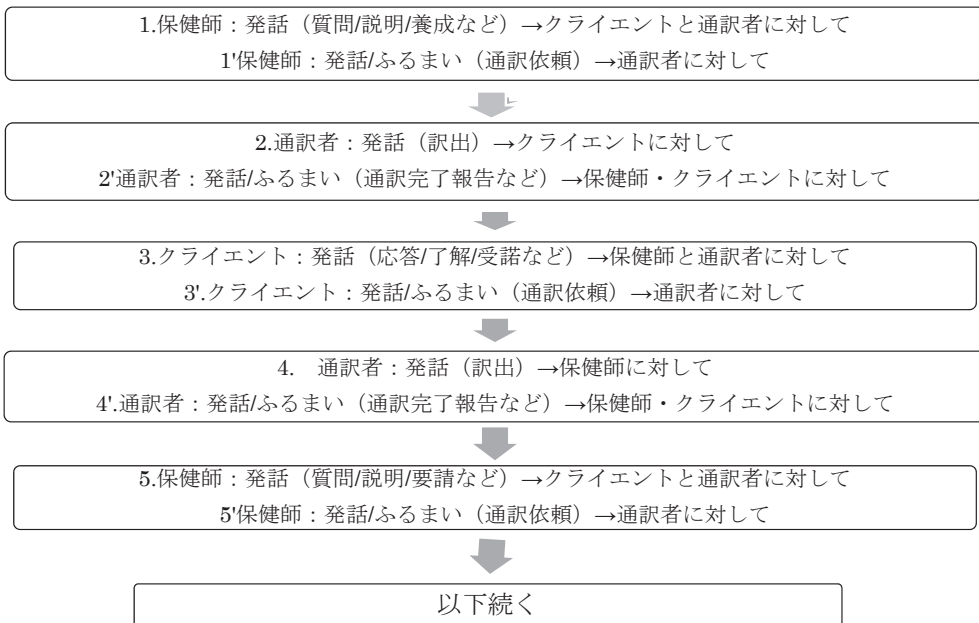


図 2. 通訳が介在する制度的な会話の連鎖構造図式

そこに、通訳が介在する場合（図 2）は、保健師が発話（1）し、その次に通訳者の発話（2：訳出）がくる。そして、クライアントが発話（3）をして、通訳者（4）がまたそれを訳出するという構造になる。さらに、それぞれの連鎖構造の間に、通訳依頼や通訳完了報告の発話連鎖（1' 2' 3' 4' 5'）が入り、重層的で複雑な発話構造となっている。通訳が介在する発話連鎖の特徴は、保健師やクライアントが発話をしたら、次の発話の順番は通訳者になることである。つまり、発話の順番が通訳者に来たら、通訳者は、前の発話者の発話を訳出することが要請されるのである。

4.2 訳出位置の説明

【抜粋2】

227 保健師：=分かりました。あのですね↓、あの、ご自身で決められてなければ、あの、最寄りの、あの保健センターのほう[で、

228 父親： [un

229 保健師：=クリニックの()一覧表がありますので、そこでお尋ねいただいた[ら、

230 通訳者： [aa

231 保健師：=近い所に行っていただいたらいいです。

(232行-256行中略)

257 通訳者：对，咨询处问一问。e那边有保健所。那，保健所里面呢，e保健中心她们可以e给你

258 介绍那个小儿科。她们那边有那个小儿科的，e很多小儿科e，小儿科的e::住址啊，[联

259 系方式什么的，都有的。

(日本語訳)：そうです。受け付けできてください。そこに保健所があるので。あの、保健所の中には、保健センターでは、小児科を紹介してくれます。そこには、小児科の、たくさん小児科の、小児科の住所や連絡方法などがあります。

260 父親： [a、

261 a 那挺好，那我就可以去找得到去哪里打针了。

(日本語訳)：それはいい。どこで受けられるか自分で探すことができるのだね。

262 通訳者：a, 对。あの::、まあ、先ほどの、あの::、e、小児科の()リストのことを[伝えました。

263 保健師： [そうですね↓、

264 はい。

265 通訳者：それでちょっと、まあ、自分が行きたいところを探していけばいいかなと。

この発話連鎖は、通訳が介在する会話の規範からずれる場合、通訳者が自らの行為を説明することを表示するものである。257から259行目の通訳者の発話は、227から231行目にかけて、保健師による予防接種を行っている小児科のリストが保健センターにあるという発話の訳出である。232行目から256行目までは、通訳者の訳出の途中で、父親が保健センターがどこにあるのかわからないことが発覚し、保健師がその説明を行うという発話連鎖が挿入されている。この発話連鎖が入ることで発話が拡張され、訳出が後ろにきている。そして、262行目の通訳者の発話は、直前の父親の発話を訳出するのではなく、通訳者の自らの行動を説明する発話になっている。通訳者が257から259行目で、小児科リストが保健センターにあるという説明を父親に通訳した後、父親がそれに対して260、261行目で「それは良い、どこで予防接種をうけられるか自分で探していくことができるんだね」と応答をしている。本来ならば、通訳者はすぐに、260、261行目の父親の発言を訳出しなければならないのだが、「小児科リストのことを伝えた」と保健師に自分の行動を説明して、そのあとに父親の発言を訳出している。

262行目の発話での「伝えました」は直前に行った自分の行為(通訳)を説明し、さ

らにそれが終了したことも表している。このように、本来ならば、訳出を行わなければならない発話順番において、自分の行為を保健師に説明をしたのは、訳出すべき原発話がだいぶ以前に産出されており、挿入連鎖¹²⁾が入ることで通訳行為が長くなり、訳出が遅れたことを伝えるためであった。

逆に言えば、このように説明しないときは、通訳者は直前に発話されたものを訳出しているということができる。通訳者は、直前に発話されたものを訳出するという規範があることから、訳出が遅れるなどすぐに訳出ができない場合は、そのことに対しての説明をする義務が生じてくるのだ。これは、直前に発話されたものを訳出するという規範が通訳者、要通訳者ともに持っており、通訳者はその規範に沿うように通訳を行っていくことを目指していることを表している。

特に制度的会話においては、制度的目標達成のために発話順番を速やかに行うなどして、会話を効率化していくことが求められる。そのため、通訳者は要通訳者の発話がなされたら、そのすぐあとに訳出を行うことが要請されている。しかし、通訳者がどのタイミングで訳出（発話）できるのかは、保健師とクライアントと通訳者の3者の共同的達成で決まるものであり、必ずしも、要通訳者が発話をした直後に訳出ができるとは限らない。そのため、規範から逸脱する（直後に訳出ができない）場合は、自らの行為を説明する（どこで訳出したか）必要がでてくるのである。

このような通訳者の行為は通訳者の自発的発言であり逸脱行為にあたるが、通訳が介在した会話は重層的な相互行為が行われるため、相互行為を円滑に進めていくためには必要な行為であるといえる。

次に、主体的逸脱行為の局面を分析し、逸脱行為であっても、制度的会話の秩序への志向性を表していることを検証する。

5. 主体的逸脱行為の分析

5.1 順番取りシステムの仕組み

順番取りシステム (turn taking system) は会話分析の重要概念である。順番 (turn) とは、ある文法的形式をもつ一つ以上の意味のまとまりが時間的に連鎖されたものである (櫻村 1996:151)。順番取りシステムは、一人の話し手がどれくらい話せるかを決める「順番構成成分 (Turn constructional component)」と「順番配分的成分 (Turn allocation component)」の二つの部分からなる (Sacks, Schegloff and Jefferson 1974)。

私たちが話す言葉は、単語、句、文といった単位によって構成しており、どの単位で発せられた発話であるかは、そのイントネーションで聞き分けることができる。この順番を構成する意味のまとまりを指す単語、句、文を「順番構成単位」と呼ぶ。私たちは会話を行っている中で、この「順番構成単位」を理解して、順番構成単位がどこで終了するかを予期することができるのである。そして、順番構成単位が終了に近づくと、順番が交代する可能性が示される。その位置を「移行適切場 (transition relevance place)」(Sacks, Schegloff and Jefferson 1974) と呼ぶ。

父親の中空志向は反応の留保を表しているともいえる。中空志向をすることで保健師の説明内容(通訳者の訳出)を完全に理解していないことを示し、継続した説明を必要としていることを表す。しかし、父親はそのことを声に出して述べていない。また、保健師もその間父親を見ていたので、父親が中空志向をしていることは知っているが、順番を移譲するために口を開いてはいない。そして、通訳者は自らが発話している間(361行目)父親を見て発話をしていたので、父親が中空志向をしていることを確認している。このことから、通訳者は父親の中空志向が父親から説明追加の要請依頼の発言がなされてはいないものの、説明の追加を求める表示であると理解し、さらに保健師が父親の中空志向の様子を観察していたのにもかかわらず、発話交代を要請していないことを瞬時に見分け、自らの意思で説明の追加を行うという主体的逸脱行為の情報の追加を行ったと考える。

参与観察的に分析すると、父親の中空志向の反応は、任意接種が1万円以上するという保健師の説明を聞いたことによる反応であり、1万円以上という高額な費用に対して、納得していないことを表していると考えられる。そして、その反応を見た通訳者が、予防接種のスケジュール表を指さしながら「定期接種ではない」と発言し、必ず接種しなくてはならない定期接種と異なるという情報を伝えようとしたと考えられる。

この局面の逸脱行為は、通訳者が自発的発言を行う「情報の追加」という主体的逸脱行為であるが、新崎の述べる通り、「通訳者が原発話者や原受信者あるいはコミュニケーションに貢献したい」という動機から行われたものだろうと推測される。すなわち、わざと逸脱をしようという意思からの行為ではなく、予防接種の説明という制度的課題を達成させるべく、その場に適した相互行為を遂行しようとして起こった行為であると考えられる。

上述の分析の通り、通訳者の情報の追加は、父親の反応、それに対する保健師の対応(発話交代を要請しないという対応)という相互行為を瞬時に見極めた結果として行われたものである。通訳者のこのような行為は、対人援助コミュニケーションを促進させるものとして、相互行為の遂行のために引き起こされているものであるが、通訳倫理から逸脱した行為となるのである。

6. 通訳者の抵抗

抜粋4は、通訳倫理からの逸脱行為ではないが、通訳が介される会話の規範からは外れた逸脱行為を行い、またそれが通訳者の自発的な行為とみなされるものである。この局面は保健師が無料の定期接種と有料の任意接種の違いを説明している発話連鎖であるが、通訳者はなかなか訳出を開始しようとしなない。

【抜粋 4】

407 保健師：はい、そうです。それです、あの、今有料って書いてある↓： あの、ものに関し
 408 ては、あの…一応その()日本の、あの、予防接種の()法律で、-に関して法律がありま
 409 して、えーと、予防接種には無料の定期接種()と。(通訳者をのぞき込む)

410 通訳者：=ああ、はい。

411 保健師：有料の任意接種があるんですね。で、定期接種は、もうあの国を挙げて打ちましよう
 412 という内容のもので↓、任意接種は、まあ↓、どちらかいたら、あの：強制力はない
 413 ですけれども、この病気によって、亡くなる赤ちゃんが増えてますので↓。なお
 414 かつ()諸外国は()、もうあの…定期接種になって[るもの]です。(通訳者はメモをと
 415 る))

416 通訳者： [ああ、はい。]

417 保健師：よろ[しいですかね。(通訳者をみる)]

418 通訳者： [うーんと、はい。(1.0)すみません、えーと、[そ、それを。(父に向けて手を横に
 419 動かす)]

420 保健師： [ちょっと[その違いを。]

421 通訳者： [aa、はい。]

423 保健師：なぜ有料と無料があるかの[違いね。]

424 通訳者： [a]、そうですね。あの…这个预防针呢，e:有两种，
 (日本語訳) この予防接種は二種類あり、

保健師は予防接種の説明を行っている。ある一定の長さの発話をした後、409 行目において、通訳者に順番を交代しようと、保健師は通訳者の顔を覗き込んでいる。これは「順番交代のテクニック」であり、次の話し手として相手の方を向くことで、次の話し手となることを通訳者に要請しているものとなる。しかし、410 行目において通訳者は「ああ、はい」と返事することで、順番交代が可能な「移行適切場所」であるという認識は表示しているが、保健師が求めている通訳の開始は行わない。そのため保健師が 411 行目において順番をひきとり説明の続きを行うのであった。

そして、414 行目で「定期接種になってるもの」の部分で、通訳者はひざ元においていたメモ用紙を持ち上げ、ペンのキャップを外し、発言をメモする行為を始める。それを見た保健師が 417 行目で「よろしいですかね」と発言し、通訳者の顔を覗き込んでいる。ここでもまた、保健師は「順番交代のテクニック」を用いて通訳者に発話順番を渡そうとしたが、通訳者は順番を引き受けなかった。

しかしそのような保健師の要請に対しても通訳者はまだ訳出は行わず、418 行目で、手を保健師側から父親側に横に動かすというジェスチャーをして、保健師に説明を継続するように促す行為を行っている。そして、保健師が 420、423 行目において説明を完了したことで、発話順番が通訳者に移行され、424 行目においてようやく訳出を開始しているのである。

何度も保健師から発話順番を移譲されようとしているにもかかわらず、通訳者はすぐに訳出を開始しようとしなかった。通訳者は、直前に発話されたものを訳出するという規範があることから、発話順番が移譲されたならば、通訳能力や環境的に問題が発生しなければ、通訳者はすぐに訳出を開始しなければならない。この場合、通訳者はその後スムーズに訳出を行っていることから、通訳能力に問題があり訳出が遅れた訳ではなく、また、それ以前もスムーズに訳出をしていたことから、環境的な問題(発話が聞き取れない、周囲がうるさいなど)は発生している様子はないといえる。このことから、訳出の開始が遅れたのは通訳者の何かしらの意図が働いたものと推測される。

以下ではこの抜粋を詳細に分析していく。

まず、410行目で通訳者が訳出を開始しなかったのは、保健師の発話内容が途中であり、どのように展開するかが読めず、もう少し発言を聞いてから訳出をしようとして、訳出機会(発話順番)を見送ったと考えられる。しかし、416、418、421行目において、通訳者が訳出を開始しなかったのは、なにかしらの意図が働いたのではと考える。というのも、保健師の説明は純粋に定期接種と任意接種の違いについての説明ではなく、任意接種といえども、なかば強制的に接種するように勧める要請の発話連鎖になっている。このことから、通訳者はこのような保健師の説明に対し、抵抗を表したのではないかと考える。

保健師は412行目で「どちらかといったら」という表現を使用している。「どちらかと言えば」は、あえて言えばという意味で「A、B二つを比較して、二つのうち一つを選ぶ場合、選ぶとすればA(またはB)である」という意味になる。この場合は、任意接種の強制力があるのかないのかといわれたら「強制力はない」ということを意味する。さらに「強制力はないのですけれども」と「～だけれども」という接続詞がきている。これは前に述べたことと相反することをいうときに用いられるものである。保健師は「強制力はないのですけれども」の後を省略して発言していない。しかし「ですけれども」という接続詞を用いたことで、「強制力はある」定期接種と同じように接種することを要請していることがわかる。それは後続の発言からも読み取れる。

保健師はつづけて、強制力のある定期接種と同じように接種する理由を二つ挙げている。一つは、この病気によって「〈亡くな:る〉赤ちゃんが増えている」こと、もう一つは、諸外国では定期接種になっていることである。特に亡くなる赤ちゃんが増えているところは、「〈亡くな:る〉」が他の部分よりゆっくりと発音されており、そこが強調された表現になっている。そして、二つ目の理由を述べる際には、「なおかつ」というその上さらにという意味の副詞を用いて強めていることが読み取れる。このように、二つの理由を強調して述べることで、定期接種と同じように接種することを要請しているとみることができる。

通訳者は保健師の説明が終わり、発話順番が通訳者に渡され、それを逃れることができない段階になって、ようやく訳出を開始したのである。その後の訳出は保健師の

意図を汲み取ったものになっている。

前述の抜粋では、通訳者は有料の任意接種の説明の通訳において、父親の反応をみて情報を追加するという主体的逸脱行為を行っていた。しかし、この抜粋での通訳者は、正確に比較的忠実に通訳を行っており、通訳倫理から逸脱する行為は行っていないが、要通訳者の発話が終わればすぐに通訳をするという規範からは外れた行為を行っている。これにはどのような意味があるのだろうか。

制度的会話には、制度的目標達成のために発話順番を速やかに行うなどして、会話を効率化していく働きがあると同時に、制度特有の課題達成へ志向する秩序性を持っている。このような制度的会話の秩序を通訳者も認識しており、自分に発話順番が回ってきたら、速やかに訳出を開始していくのである。しかし、それに反する行為が行われているときは、そこに何かしらの秩序原理に反することが発生しているともみることができる。ここでは、制度的会話のもう一つの特徴である制度の課題達成に問題が生じたと推測する。この場面の課題は予防接種についての正しい知識を支援対象者（父）が持てるようにすることである。「任意」の意味はその人の自由意志に任せるものというものであるが、保健師の説明は任意接種であっても強制力のある定期接種と同じように接種することを要請するものとなっており、自由意志に任せるというものにはなっていない。いくら保健師が「強制力がない」といっても、逆説の接続詞を用いたり、接種が必要な理由を強調して語るという発話デザインを用いることによって強制的に接種を勧めている発話連鎖になっている。費用が高く、かつ、予防接種を受けることのデメリット（副作用など）の情報がきちんと提供されない状況で強制的な勧め方を行うことは、支援の対象者が適切に判断することに支障をもたらすことにつながる。

このようなコミュニケーションは、公的・制度的権威を利用した説明説得である権威的説得型コミュニケーション¹³⁾（飯田 2016）だと考えられる。それを通訳者が中立で正確忠実な通訳をすると専門家の発言を強化してしまい、通訳者が専門家側の立ち位置にいるとクライアントに認識されるものになってしまうのである。通訳倫理で求められる中立性はどちらにも加担しない不偏性という意味を持っているのだが、このようなコミュニケーションのもとでは権力のある専門家に偏ることになってしまう。

通訳者は、保健師による予防接種についての「正しい知識」が矛盾しており、強制的に接種するように勧める発話連鎖がされたことから、それを忠実に通訳を行うことは通訳者の中立性が脅かされると感じ、その抵抗の現れとして訳出が遅れるという反応を引き出したのではないかと考える¹⁴⁾。

7. おわりに

本論では、通訳を介する制度的会話における発話連鎖の分析を逸脱行為に注目して行った。通訳者の通訳倫理からの逸脱行為は、制度的会話の秩序性（会話を効率化していくことと、制度的課題達成を目指すこと）に基づき、専門家による支援をスムー

ズに進めることを志向する通訳行為を行っていることが分かった。

具体的には、原語にはない「ちょっと」という語を挿入し、「非難—応酬」の隣接対ととられないように専門家—クライアントの関係調整を行ったり、訳出の位置がずれたことの説明を行うことによって対人援助コミュニケーションを円滑にし、専門家の支援を促進させる補助職的機能を行っていることを示した。専門家—クライアントの関係調整を行ったり、訳出の位置がずれたことの説明を行うことによって対人援助コミュニケーションを円滑にし、専門家の支援を促進させる補助職的機能を行っていることを示した。

また、情報の追加という主体的逸脱行為がどのように生成されているかを分析した。通訳者は、保健師の説明（通訳者の通訳）を聞いた父親の反応、それに対する保健師の対応（発話交代を要請しないという対応）という相互行為を瞬時に見極めた結果として、主体的に情報を追加するという通訳倫理からの逸脱行為を行った。これは、予防接種の説明という制度的課題を達成させるべく、その場に適した相互行為を遂行していくために引き起こされているものであった。

これらの逸脱行為は通訳倫理からの逸脱となるが、対人援助コミュニケーションの目標を達成させるべく行われているものであった。しかしながら、「通訳」の達成には、通訳倫理からも逸脱しないことが望まれる。そのためには情報の追加を通訳者が勝手に行うのではなく、情報の追加を行う必要性を保健師に伝えるなどの公正介入¹⁵⁾（飯田2016）を行うなどの対応策が必要と考える。

さらに、通訳倫理からの逸脱ではないが、通訳規範からの逸脱（訳出をすぐに開始しない）事例も分析をした。通訳者は、保健師によって任意接種を強制的に接種するように勧める要請の発話連鎖がされたことから、予防接種についての「正しい知識」が矛盾していると認識し、それを忠実に通訳することは、公的・制度的権威を利用した説明説得に加担することになり、通訳者の中立性が脅かされる抵抗の現れとして訳出が遅れるという反応を引き出していた。

最後の逸脱行為においては、推測の域を出ないが、通訳者は公正介入を行おうとしたのではないかと考える。今回は模擬場面として新生児訪問を再現したものであったので、実際の場面ではなかったことや録画が行われていることから、通訳者は介入を行わず、抵抗を示すだけで終わったのだろう。もしそうであるならば、情報の追加の事例や、通訳者の抵抗の事例によって、逸脱行為がどのように引き起こされるかを明らかにすることができたことから、公正介入がなされる要因がどのように生成されるのかを、この分析方法では捉えることができ、ひいては、通訳の公正介入基準の妥当性を検討する方法論を確立できるのではないかと考える。

本論で採用した会話分析・相互行為分析アプローチにより、これまで十分に注意を向けられてこなかった事実、すなわち、通訳行為が生成される相互行為場面がきめ細やかに秩序立てられている事実を経験的・実証的に捉えることができたと考える。そして、この事実を経験的に捉えることは、通訳研究において、新たな展開をもたらす

可能性を秘めたものになると考える。

なお、今回の分析を通して、模擬場面での通訳データ採取に関しての課題も明らかにすることができた。それは、①上記にあげたように、通訳者の介入行為について説明を行いたいが、録画などされていることによって、通訳者が実際の通訳現場で行っているような行為を行えていない可能性があること。②父親役（外国人役）は、日常会話の日本語ができたことから、保健師役の発言を通訳なしで理解できていたため、通訳を必要とするクライアントとしての反応を十分に引き出すことができなかつたことがあげられる。これらの知見は、今後のデータ採取、分析に役立てていきたい。

【謝辞】

本研究は、公益財団法人三菱財団の助成を受けて行ったものである。また、本研究を行うにあたり、公益財団法人京都市国際交流協会に多大な支援をいただいた。心より謝意を表したい。

【著者紹介】

飯田奈美子（IIDA Namiko） 立命館大学衣笠総合研究機構 生存学研究センター客員研究員。専門はコミュニティ通訳者の役割研究。主な論文に「対人援助場面のコミュニティ通訳者の役割考察——公正介入基準の検討」（立命館大学大学院課程博士学位請求論文,2016）がある。連絡先：naimei1972@gmail.com

【註】

- 1) 本論は、日本通訳翻訳学会第18回年次大会で発表した折にいただいた質問や助言を加味し、加筆修正を行ったものである。
- 2) 厚生労働省より乳幼児全戸訪問指導の各自治体・保健センターなどによる実施が義務付けられている。この事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。原則として生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭が事業の対象である。
厚生労働省 HP「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/03.html> 2017年9月21日取得
- 3) 飯田奈美子は、母子保健支援（新生児訪問や乳幼児健診など）を利用する外国人等にアンケート調査を行い、外国人等利用者の子育て支援の人的資源の少なさを指摘している。調査では、中国語通訳利用者の子育ての相談をする対象として、母国の両親の次に保健師になっている。その結果を配偶者間で言葉が通じず複雑な会話ができないために、通訳を用いて相談できる保健師が2位になっていると分析している。また複数回答であるが出産後に子どもの世話を協力してくれた人の調査に「誰もいない」が17%もあったことも指摘している（飯田2017:14-15）。

- 4) また、飯田は母子保健担当の保健師にアンケート調査を行い、外国人に対する子育て支援に対して7割近くの保健師が満足していないという結果を報告している。満足していない理由としては、「外国人等利用者と自由に会話ができない」が最も多く、次に「言葉は伝わっていても内容まで理解されているかわからない」、その次に「外国人等の背景文化の情報がすくない」、「外国人等が必要としている情報が少ない」があがっている(飯田2017:20)。
- 5) 新生児訪問における保健師と母親の相互行為分析には、Heritage 1992がある。
- 6) 文脈依存性とは、ある文脈においてなされる表現や行為がそれだけでは意味をなさず、不完全であること。つまり日常生活の諸活動はすべて文脈依存性の刻印を帯びている。しかし、文脈依存性は、つねに修復される。その場面の記述がその場面の意味を修復すると同時に、その場面を理解できるようにしていく。これが相互反映性である(山田2010:265)。
- 7) 構成的規範とは当該集団や状況内で成員がそれらとの正常なる相互作用を維持し、集団や状況を自らの日常生活の自然な流れに位置づけるために用いられる規範のことである(好井1983:74)
- 8) 「通訳者」は、本人自身が通訳場面の一当事者であると共に、要通訳者の発話を要通訳者の成り代わりとして発話する立場も持つ(例:一人称を使用するなど)という通訳観がある。エスノメソドロジーの視点では、通訳者が要通訳者の成り代わりとして発話するとは具体的にどのような言語的、身体的行為を通して、それを表示し、また、相互行為に関与している人々がどのようにそれを認知しているかを明らかにすることを分析の主眼としているのである。
- 9) 実際の新生児訪問場面でのデータ採取を試みたが、対象者のプライバシー保護のため調査協力を得ることができなかった。そのため新生児訪問場面を再現し模擬による通訳データを採取した。
- 10) シナリオは、事前に父親役男性から聞き取りを行い、自然な会話ができるように父親役男性の家庭的状況を反映する内容で作成を行った。
- 11) 隣接対とは、二つの発話が「挨拶—挨拶」「呼びかけ—応答」「質問—応答」「要請—受託」などのように対(ペア)として類型化されたものである。隣接対は、①二つの発話からなり、②その発話が隣接的な位置に置かれ、③各々の発話がそれぞれ別の話し手によって生成されるという特徴を持っている。そして、対として類型化されていることから、④対となった発話の最初の部分と2番目の部分に順序が存在し、⑤一方が他方を特定する関係になっている(山崎2004:31)。
- 12) 挿入連鎖とは、ひとつの隣接対の中にもうひとつ(以上)の隣接ペアが挿入されるタイプの拡張連鎖である。
- 13) 専門性や権威を示すことによって説得を行うコミュニケーションを権威的説得コミュニケーションと呼ぶ。これは権威者の命令や指示に従うことで自分の意志に反する行動や考えを取るコミュニケーションである。このとき、権威者は正当勢力を行使し、影響者は自分が内在化している制度や規範に基づいて反応している。ここでは、罰や報酬には起因せず、制度的手段による権威で従いたくない意見でも自発的に協力・服従が生じるコミュニケーションのことを指す。
- 14) 後日、通訳者にインタビューを行い、この局面で訳出が遅れた理由を尋ねたが、明確な返答は得られなかった。
- 15) 対人援助における専門家とクライアントの権力の非対称性の関係性において発生したコ

コミュニケーショントラブルを解決するために、通訳者が合意形成に至る過程での手続きに関与すること。通訳者が合意形成に至る過程で手続きに関与することで、クライアントが専門家に対し公正感を持ち、双方が納得した合意形成を得られるようにすることを目的とする。

【引用文献】

- Barsky, Robert F., (1996). The Interpreter as Intercultural Agent in Convention Refugee Hearings, *The Translator*, 2 (1) : 45-63.
- Garfinkel, H. (1967). *Studies in Ethnomethodology*, Englewood Cliffs: Prentice Hall.
- Heritage, John, Sue Sefi (1992). Dilemmas of advice: aspects of the delivery and reception of advice in interactions between Health Visitors and first-time mothers'. In: Drew, P., J. Heritage, eds. *Talk at work: interaction in institutional settings*. Cambridge: Cambridge University Press: 359-417.
- Heath, C. (2006). Body work: the collaborative production of the clinical object, Heritage, J. and Maynard, D. W., (Eds.), *Communication in Medical Care: Interaction between Primary Care Physicians and Patients : Studies in Interactional Sociolinguistics*, Cambridge University Press. =2015, 訳川島理恵, 岡田光弘, 黒嶋智美, 樫田美雄『診療場面のコミュニケーション——会話分析からわかること』, 勁草書房, 233-263.
- Katan, David., (1999). *Translating Cultures An Introduction for Translators, Interpreters and Mediators*, Manchester, St. Jerome Publishing.
- Kondo, M. and Tebble, H. (1997). Intercultural Communication, Negotiation, and Interpreting in Gambier et al. (Eds.) *Conference Interpreting: Current trends in research* : 149-166.
- Pathas, G., (1992). *Calls and work: Talk and social structure and studies of work*. Paper presented at meeting of the International Institute for Ethnomethodology and Conversation Analysis. Bentley College. Waltham, MA.
- Roy, C. B., (1996). An Interactional Sociolinguistic Analysis of Turn-taking in an Interpreted Event, *Interpreting* 1 (1) : 39-67.
- Roy, C. B., (2000). *Interpreting as a Discourse Process*, Oxfors: Oxfors University Press.
- Sacks, H., Schegloff, E., and Jefferson, G. (1974). A Simplest Systematics for the Organization of Turn-taking for Conversation, *Language* 50 (4), 696-735. = (2010) 「会話のための順番交代の組織——最も単純な提携的記述」西坂仰訳『会話分析基本論集——順番交代と修復の組織』世界思想社 : 7-153.
- Wadensjö, C. (1998). *Interpreting as Interaction*, London and New York : Longman.
- 飯田奈美子 (2010) 「中国帰国者の支援制度からみるコミュニティ通訳の現状と課題——通訳者の役割考察」『立命館人間科学研究』No.21, 75-88.
- 飯田奈美子 (2016) 「対人援助におけるコミュニティ通訳者の役割考察——通訳の公正介入基準の検討」立命館大学大学院先端総合学術研究科 課程博士学位請求論文, 2016.
- 飯田奈美子 (2017) 「行政通訳・相談事業調査報告」『行政通訳・相談事業 10周年活動報告書——コトバとココロを結んでつなぐ』公益財団法人京都市国際交流協会 : 7-28.
- 樫村志郎 (1996) 「会話分析の課題と方法」実験社会心理学研究第 36 巻第 1 号 : 148-159.
- 樫村志郎 (2001) 「法的トークの制度的特徴——法律相談場面の会話分析」『語用論研究』第 3 号 : 86-100.
- 樫村志郎 (2003) 「制度的談話」小池生夫編集主幹『応用言語学辞典』研究社, 321-322.

- 串田秀也・好井裕明 (2010) 「エスノメソドロジーへの招待」 串田秀也・好井裕明編『エスノメソドロジーを学ぶ人のために』(pp.1-14) 世界思想社
- 齋藤雅彦・榎田美雄 (2011) 「医療化する家庭・家庭化する医療：在宅医療のエスノメソドロジー」 徳島大学社会科学研究所 24号,13-56.
- 新崎隆子 (2010) 『通訳のコミュニケーション調整仮説——英日逐次通訳の事例から』 青山学院大学大学院国際政治経済学研究科国際コミュニケーション専攻 2010年度博士論文.
- 山崎敬一 (2004) 「エスノメソドロジーの方法」, 山崎敬一編, 『実践エスノメソドロジー入門』(pp.15-32) 有斐閣
- 山崎昌子, 山崎敬一, 田丸恵理子, 小松盟, (2015) 「ワークプレース研究と相互行為分析——2つの会議場面の分析を通じて」 『日本労働研究雑誌』 No.665: 57-69.
- 山田富明 (2010) 「ハロルド・ガーフィンケル『エスノメソドロジー研究』文献案内」 串田秀也・好井裕明編『エスノメソドロジーを学ぶ人のために』(pp.264-268) 世界思想社
- 好井裕明 (1983) 「実践的推論活動の三位相——エスノメソドロジーのトピック」 ソシオロギス 7: 70-86.
- 好井裕明 (1999) 「制度的状況の会話分析」 好井裕明・山田富秋・西阪仰編『会話分析への招待』(pp.36-70) 世界思想社

【付記】 会話トランスクリプトの記号凡例

[発話の重なるの始まる点	(.)	0.2秒以下の短い沈黙
(数字)	沈黙・間合い	<u>下線</u>	強い音
、	発話が続くイントネーション	。	発話が終わるイントネーション
()	聞き取り困難発音	<>	ゆっくり
(())	著者コメント	↓	音調が下がる
:	音の伸ばし。コロンの数は引き伸ばしの総体的な長さに対応している。		
h	呼気音。hの数はそれぞれの音の総体的な長さに対応している。		
=	二つの発話が途切れなく密着していること。		